

トピックス…①

新たに保管庫等が畜舎特例法の対象に

「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則」及び「農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則」が改正され、令和5年4月1日より新たに畜舎等の保管庫等が畜舎特例法の対象となる。保管庫等の整備に当たり本法律を活用することで、建築コストの削減や行政手続の負担軽減を図ることが可能となる。

1. 畜舎特例法とは

畜産業の国際的な競争環境が厳しくなる中においては、省力化機械の導入や増頭・増産等の取組の推進が必要である。しかし、畜舎を新築して省力化機械の導入を行おうとする際、畜舎には建築基準法が適用されるが、建築に係る負担は畜産業の経営実態からみて過大となっている。このため、建築基準法の構造等の基準によらず畜舎等の建築等ができるよう措置を講ずることが必要と考えられた。

このような状況の中、「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」（以下、畜舎特例法という）は、令和3年5月19日に公布され、令和4年4月1日に施行された。畜舎特例法は、畜産業を取り巻く国際経済環境の変化等に鑑み、その国際競争力の強化を図るため、本法律による基準の適用を希望する者が、畜舎等の建築等及び利用に関する計画（畜舎建築利用計画）を作成し、都道府県知事の認定を受けた場合に、計画に基づき建築される畜舎等について建築基準法の適用が除外されるものである。

畜舎特例法の対象となる「畜舎等」とは、畜舎（搾乳施設等の省令で定める施設を含む）又は堆肥舎（対象施設は省令で定める）で、市街化区域・用途地域外の地域の敷地に建築され、省令で定める高さ以下の平屋で居住のための居室を有さず、建築士が設計したものである。また、対象とする「建築等」は、畜舎等の新築、増築、改築及びその構造に変更を及ぼす行為である。なお、認定を受けた畜舎・堆肥舎は用途を変更（飼料保管庫など）することはできない。

建築基準法の適用が除外された背景には、畜舎は住宅や事務所等と比べて滞在時間が短いため、これを踏まえた利用基準を定めることにより、技術基準（構造等の基準）を緩和しても畜舎としての安全性を確保可能との判断がある。したがって、「利用基準」については、畜舎内の滞在時間等の制限、畜舎内の整頓などによる避難経路の確保など、畜舎等の利用の方法に関して省令で定める。

なお、畜産経営を持続可能な方向に向かわせるためには、法律による規制ではなく支援を行う方が効果的であり、とくに小規模畜産経営にとっては規制対応のための負担が大きく、基準の緩和を求める意見が上がっていた。

2. 畜舎特例法改正のポイント

畜舎特例法の改正により、保管庫等の整備に当たり本法律を活用することで、建築コストの削減や行政手続の負担軽減を図ることが可能となった。畜舎特例法の対象となる畜舎等は、畜舎（搾乳施設を含む）又は堆肥舎、畜舎又は堆肥舎に付随する保管庫（倉庫又は車庫）、畜産経営に必要な貯水施設等、高さ8mを超える発酵槽等に拡大した。

畜舎特例法においては、「畜舎」にペットの飼育施設及び競走馬・乗用馬の厩舎は含まれない。「堆肥舎」は、家畜排せつ物の処理又は保管のためのものが対象となり、家畜排せつ物以外の物を処理等するものは本法律の対象外である。畜舎又は堆肥舎に「付随する」とは、畜舎・堆肥舎と同一敷地内、隣接する敷地内、近接する敷地内に建築等するものであって、畜舎・堆肥舎と一体的に利用することをいう。畜産経営に必要な「貯水施設等」とは、搾乳施設の洗浄のために使用する水を貯水するための施設、畜舎で使用する井戸水を浄化するための浄化設備を備える施設等をいう。

3. 畜舎特例法の主なメリット

建築コストの削減や行政手続の負担軽減を図るため、畜舎特例法を活用する具体的なメリットは次のとおりである。

- (1) 建築確認が不要になる。
- (2) 構造等に関する技術基準が緩和される。
利用基準を遵守することにより、構造等に関する技術基準の一部が建築基準法より緩和される。これにより、建築基準法で建てる畜舎に比べてコストを抑えることができる。
- (3) 一棟あたりの床面積3,000㎡以下は技術基準の審査等が不要になる。
床面積が3,000㎡以下の畜舎・堆肥舎は、敷地、構造、設備に関する技術基準についての審査が不要となる。
- (4) 木造の畜舎の間を渡り廊下でつなぐことで3,000㎡を超えられるようになる。
木造の畜舎を渡り廊下で隔て、隔てられた畜舎の床面積をそれぞれ3,000㎡以下とし、その畜舎同士の間には畜舎の高さ分の距離を確保し、一定の利用基準を遵守することで、合計3,000㎡を超えることが可能となる。
「一定の利用基準」では、定期的な消火訓練、火を使用する設備等の周辺や渡り廊下に可燃物を存置しないことについて記録を作成し、少なくとも1年間保存する必要がある。
- (5) 周囲の建物との間に6m以上の距離を確保し、一定の利用基準を遵守することで、建築基準法の防火基準よりも緩和された基準で倉庫や車庫（床面積3,000㎡以下の倉庫、床面積500㎡以下の車庫に限る）を建てることことができる。ただし、畜産経営に関係のないものを保管したり、用途を変更したりすることはできない。
「一定の利用基準」では、消火器の設置や施設内での火気使用の禁止、避難経路の十分な採光の確保等の追加の利用基準を遵守する必要がある。
- (6) 工事完了時は完了検査が不要で、届出のみで済む。
計画認定を受けた者（認定計画実施者）は、工事完了後、都道府県知事に届出する（完了検査は行わない）。